

## 4. ⑥ 農地基本台帳

- 農業委員会は、
  - ① 農地の権利移動の許可等法令業務の執行に要する基礎資料として
  - ② 遊休農地の発生防止・解消等の構造政策の推進に活用するため農地基本台帳を整備

### 農地基本台帳

- ・ 所有者・借受者の氏名、住所
- ・ 農地の所在、地番地目、地積
- ・ 地域区分（農振農用地等）
- ・ 賃貸借等の設定状況  
（権利の種類、期間、賃借料等）
- ・ 遊休農地の措置状況  
（利用状況、指導履歴等）
- ・ 納税猶予の適用状況  
（すべての農業委員会で整備済み）

### 「電算処理システム」の導入

（9割の農業委員会で導入済み）

### 「農地地図情報システム」の導入

- ・ 地番図
- ・ 航空写真

（4割の農業委員会で導入済み）

「農地地図情報システム」まで整備すると、情報を地図化して見ることが可能になる

- 耕作者別の経営農地の色分け（事例1）
- 経営者の年齢別の農地の色分け（事例2）
- 利用権設定の終期ごとの色分け（事例3）

# (事例1) 耕作者別の経営農地の色分け

S=1:2500

経営者別農地分布図面

見本



黄・・・耕作者A  
 緑・・・耕作者B  
 青・・・耕作者C  
 をそれぞれ表す

耕作状況  
 阿部 武夫  
 安井 智彦  
 安藤 弘毅

〇〇市役所

平成25年4月22日

# (事例2) 経営者の年齢別の農地の色分け

S=1:2500

経営者年齢別色分け図面

見本



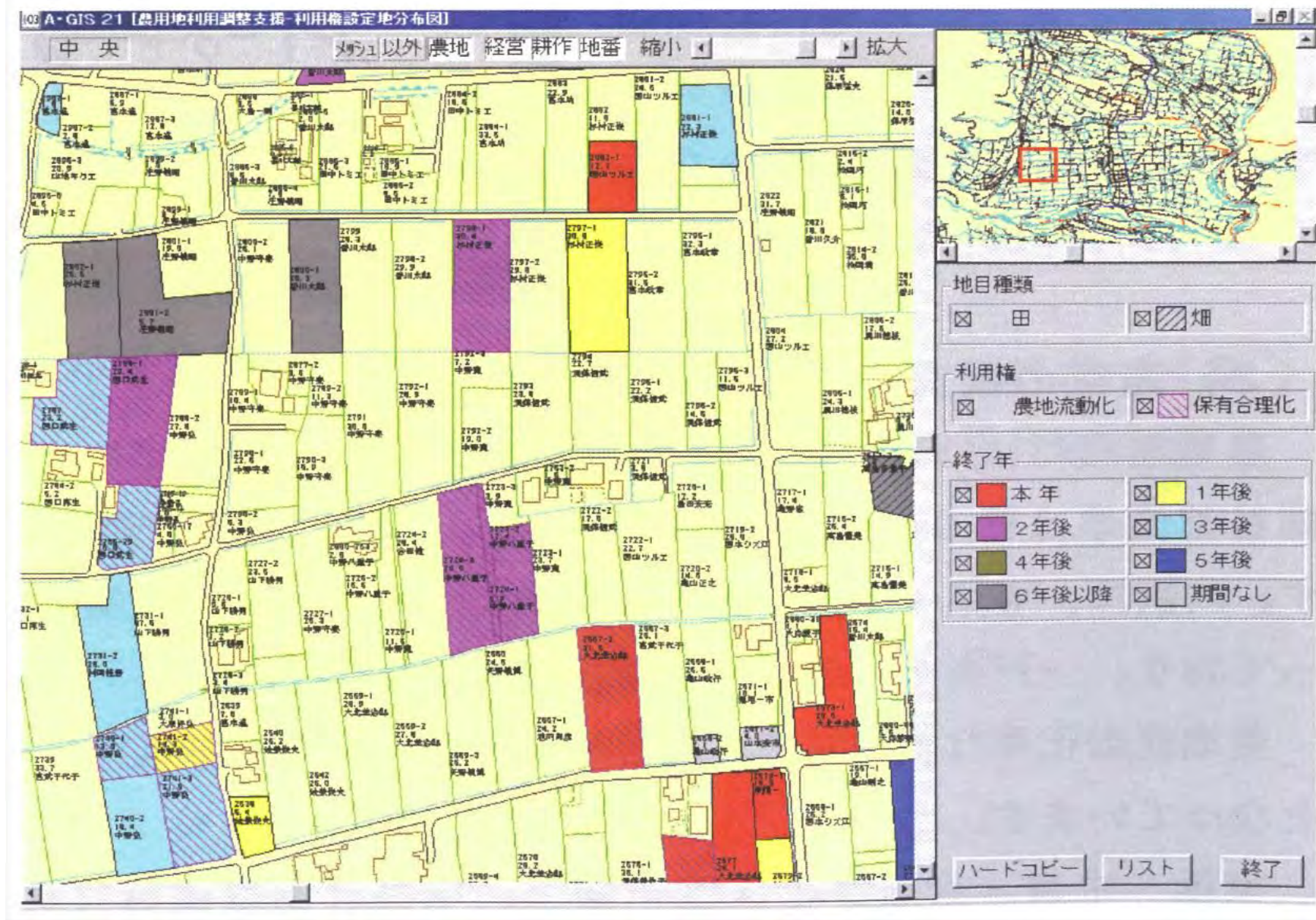
色つきの筆は  
経営者の年齢が  
75歳以上  
あることを表す

経営者年齢  
■ 75歳以上

〇〇市役所

平成25年4月22日

# (事例3) 利用権設定の終期



出典:長野県農業会議「農地地図情報システム(GIS)活用事例集」(平成20年3月)